

ひとり親家庭等医療費助成について

ひとり親家庭等医療費は、ひとり親家庭の健康の保持と福祉の増進を図るために医療費を助成する制度です。

資格証には有効期間が記載されており、更新するには手続きが必要です。

市からの通知は必ず開封し、内容をご確認の上、期間内に手続きをお願いします。

また、加入健康保険等、届出内容に変更が生じた場合、その都度受給者ご本人様による届出が必要です。その際は早急に窓口にてお手続きをお願いします。

【助成の対象となる医療費】

病院(医科)、歯科、薬局、接骨院等へ支払った保険適用医療費一部負担額が助成の対象です。

児童・・・保険適用分全額

親・・・保険医療機関ごとの1カ月に支払った医療費(調剤薬局の場合、処方せん発行元の医療機関と合算)から 1,000 円を差し引いた額

- ※ 1 高額療養費及び付加給付金を差し引いて給付します。
- ※ 2 小児慢性等の他公費との併用は可能ですが、他公費助成の該当となる医療費についてはひとり親家庭等医療費助成対象外となります。

* 次のものは助成対象外です *

- ・健康診断料 ・予防接種料 ・薬の容器代 ・差額ベッド代
- ・文書料 ・食事代 ・駐車場料金
- ・大病院(市民病院など)の初診時にかかる保険外の費用
- ・第三者から受ける賠償額及び補てん額 等

《お問合せ・申請先》

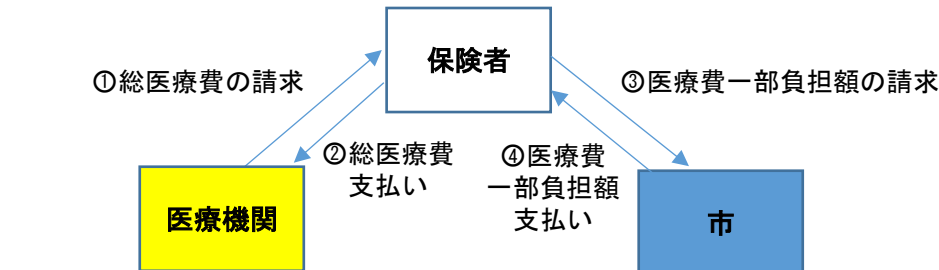
〒031-8686 八戸市内丸一丁目1番1号 八戸市 子育て支援課

Tel 43-9581 (直通)

【助成の方法】

* 児童のみ対象 *

○現物給付（医療機関窓口での医療費一部負担分の支払いなし）



マイナ保険証等と受給資格証を提示
→窓口での一部負担支払いなし



対象児童

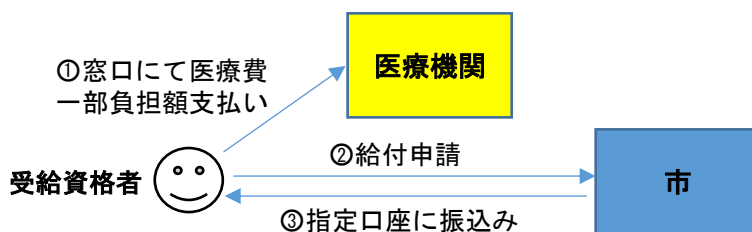
△注意△

マイナ保険証等と受給資格証に記載されている加入保険情報が違う場合、現物給付による助成は受けられません。変更が生じた場合は早急に届出手続きをお願いします。

- ・青森県内の医療機関で助成可能です。（青森県外の医療機関や、接骨院等受診分は償還払いにて助成となります。）
- ・入院の場合、保険適用分は助成となりますが、保険外(自費)分については助成対象外のため窓口での支払いが発生します。

* 親・児童ともに対象 *

○償還払い（医療機関窓口で支払った医療費を後日指定の口座に振込み）



- ・子育て支援課へ給付申請する必要があります。（郵送による申請可）
必要書類等 ☐ 給付申請書(子育て支援課窓口のみで配布しております。また市ホームページからダウンロードできます。)
☐ 領収書原本 ☐ 印鑑(スタンプ印不可)※受給資格者申請時は不要
- ・給付申請受付日の翌月末日に指定口座に振込みとなります。（郵送の場合、子育て支援課での受理日が申請日となります。）
- ・支払日の一週間前に支払通知書をお送りします。
- ・接骨院等の領収書で保険適用分等の確認ができない場合は、受診した医療機関から給付申請書下段「医療機関証明欄」に必要事項記入してもらい、証明を受ける必要があります。
- ・給付申請は受診の翌月から1年以内をお願いします。
- ・基本的に同月の同医療機関領収書等を2回以上に分けて申請しないようお願いします。親の医療費の場合、申請ごとに自己負担1,000円を差し引いての助成となりますので、特にご注意ください。